

国債総合口座

(※新規のお取扱いは中止しております。)

国債総合口座とは	総合口座に、保護預りの利付国債、割引国債を組み込んだものです。国債を担保とすることにより定期預金担保とは別に最高200万円の貸越がご利用できます。(当座貸越の最高限度額は、定期担保と合計で400万円となります。)		
ご利用いただける方	個人のお客さま(ただし1人1口座に限ります)		
預入	期間	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金、定期預金の商品概要説明書をご参照ください。 ・国債については、店頭のパフレットをご覧ください。窓口でお問い合わせください。 	
	方法	同上	
	金額	同上	
	単位	同上	
払戻方法	同上		
当座貸越	貸越極度	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金を担保とする貸越の限度額は、担保定期の90%で最高200万円。 ・国債を担保とする貸越の限度額は、担保掛目を乗じた額の合計額または200万円の範囲内のいずれか少ない金額。 ・国債の担保掛目 <ul style="list-style-type: none"> 利付国債……額面合計の80% 割引国債……額面合計の60% 	
	貸越利率	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金を担保とした貸越は約定利率に0.5%を加えた利率となります。 ・国債を担保とする貸越は、変動金利年2.975%となります。(短期プライムレート連動) <p>借入後の利率は当行短期プライムレートの変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。短期プライムレートは金融情勢の変化に応じ、都度見直します。</p>	
利息・中途解約・償還時の税制上の取扱	<p>普通預金……普通預金の商品概要説明書をご参照ください。</p> <p>定期預金……定期預金(商品ごと)の商品概要説明書をご参照ください。</p> <p>利付国債……利子所得・譲渡益・償還差益に対して20%(※)の申告分離課税またはマル優・特別マル優による非課税</p> <p>割引国債……譲渡益・償還差益に対し20%(※)の申告分離課税</p> <p>(※)復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%の申告分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。</p>		
預金保険制度	国債を除き預金保険制度の対象となります。(ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。)		
金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせください。		
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>		

(平成28年1月現在)